

東京シティビュー パスポート規約

第1章 名称および所在地

第1条 名称

森ビル株式会社（以下「運営者」といいます。）が運営する本施設は、東京シティビュー（以下「TCV」といいます。）と称します。また、運営者が販売する本サービスは、東京シティビュー パスポート（以下「TCVパス」といいます。）と称します。

第2条 所在地

TCVの所在地は、東京都港区六本木六丁目10-1 六本木ヒルズ森タワー52階とします。

第2章 規約

第3条 規約の適用

運営者は、TCVのユーザーが、TCVパスを購入し、TCVおよび第5章に規定する特典（以下「特典」といいます。）を利用する上で守るべき規則として、本規約を定めます。本規約に基づくユーザーと運営者との契約を、本契約と称します。

第4条 規約の変更

運営者は、本規約を変更する際には、本規約を変更する旨および変更後の本規約の内容ならびにその効力発生時期を、運営者ウェブサイトその他運営者所定の場所に掲示する方法により周知することとします。本規約の変更は、周知後の効力発生時期到来日に効力が発生するものとします。

第5条 規則の制定および変更

運営者は、本規約のほかにも、必要に応じて種々の規則を制定する場合があります。この場合には、当該規則は本規約の一部を構成するものとします。

第3章 TCVパス保持者

第6条 TCVパス保持者

本規約において保持者とは、第7条に定める購入手続を経て、TCVパスを購入した方をいいます。

第7条 購入方法

1. TCVパスの購入を希望する方（以下「購入希望者」といいます。）は、「美術館・展望台 チケット | メンバーシップ サイト」(URL: visit.mam-tcv-macg-hills.com)（以下「運営者ウ

ウェブサイト」といいます。)の操作手順に従って申し込みを行い、クレジットカードにより次の年会費(消費税・地方消費税相当額を含みます。)を支払う必要があります。

東京シティビュー パスポート 6,600 円

2. 購入希望者は、TCV パスの購入の申し込みを行うにあたり、運営者ウェブサイトにおいて、別途運営者の定める方法により美術館・展望台 ID ユーザー登録を行い、美術館・展望台 ID の発行を受ける必要があります。

3. 購入希望者は、以下の各号のいずれかに該当する場合には、TCV パスを購入および利用することはできません。この場合、運営者は、拒否の理由を開示しないものとします。

(1) 当社所定の手続によらずに購入手続きを行った者

(2) 既に TCV パスを保有している者

(3) 過去に当社との契約(当社所定の規約を含みます。)に違反した者

(4) 暴力団等(第 11 条に定義します。)に該当する者

(5) その他当社が不適切であると判断した者

4. 購入希望者が所定の手続を完了したと運営者が認め、かつ、購入希望者による年会費の支払いが完了した時点で、TCV パスの購入手続が完了するものとします。

5. 年会費は、運営者の裁量において変更されることがあります。

6. 購入希望者は、年会費を支払った後は、法令上の無効又は取消事由等が認められる場合を除き、キャンセル又は年会費の返還等を請求することはできません。

第 8 条 有効期間

TCV パスの有効期間は、前条第 4 項の規定にもとづき年会費の支払いが完了した日から起算して 1 年間とします。

第 9 条 有効期間の更新等

1. 保持者が、運営者からの電子メールによる有効期間の更新についての通知を受領後、別途運営者が定める期間(以下「更新手続期間」といいます。)内に更新をしない旨の手続き(以下「退会手続」といいます。)を行わない場合には、有効期間は、自動的に、有効期間の満了日の翌日から 1 年間更新されるものとし、以後も同様とします。この場合、保持者は、有効期間の満了日翌日に、更新後の有効期間にかかる第 7 条第 1 項に規定する年会費を、第 7 条第 1 項に規定する年会費の支払に使用したクレジットカードと同じクレジットカードまたは保持者が運営者ウェブサイトにかかるマイページに登録したクレジットカードにより支払うものとします。

2. 保持者が更新手続期間内に退会手続を行った場合には、有効期間の満了日をもって TCV パスを退会するものとします。また、運営者が保持者に対して電子メールその他運営者が適当と判断する方法で有効期間の更新をしない旨を通知した場合には、メンバーは有効期間の満了日をもって TCV パスを退会するものとします。

3. 保持者は、有効期間中に TCV パスから退会することはできません。ただし、有効期間中であっても、有効期間の更新をしない旨の申入れを行うことができます。この場合、保持者は、有効期間の満了日をもって TCV パスを退会するものとします。
4. 保持者は、有効期間中において、同 ID にて、運営者が運営する他のメンバーシップ・プログラムへ入会することはできません。

第 10 条 届出内容の変更

保持者は、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他運営者への届出内容に変更があった場合には、すみやかに所定の変更手続をするものとします。運営者は、変更手続がされなかったために保持者に情報の不着・遅着その他の不利益が生じたとしても、運営者に故意または過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

第 11 条 保持者資格の停止および取り消し

1. 運営者は、保持者が次の各号の一に該当する場合は、事前に通知することなく、直ちに保持者の資格を停止し、またはこれを取り消すことができるものとします。運営者はかかる措置によって、特典を利用できなくなるなど、当該保持者または第三者に損害が生じたとしても、運営者に故意または過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。
 - (1) 公序良俗、法令に違反する行為があった場合
 - (2) 他の保持者もしくは第三者を誹謗、中傷することなど他の保持者もしくは第三者に不利益を与える行為があった場合
 - (3) TCV の運営を妨害する行為があった場合
 - (4) 運営者への申告、届出内容に虚偽があった場合
 - (5) 暴力団、暴力団構成員または準構成員、暴力団関係団体または暴力団関係者その構成員（団体を含みます。）が違法または不当な行為を行うことを助長または助長するおそれのある団体その他の反社会的勢力（東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号。改正があった場合には改正後のもの。以下「条例」といいます。）第 2 条第 4 号に規定される暴力団関係者を含み、以下「暴力団等」といいます。）に該当すること、暴力団等に支配されていることまたは暴力団等との関係を有していることが判明した場合
 - (6) 第 7 条第 1 項に規定する年会費の支払を怠った場合
 - (7) 第 19 条において禁止されている行為があった場合
 - (8) 保持者の美術館・展望台 ID が運営者により停止または削除された場合
 - (9) その他本規約に違反した場合
 - (10) その他保持者として不適切と運営者が判断した場合
2. 保持者は、美術館・展望台 ID が削除された場合には、当然に保持者としての地位を失うものとします。

第 12 条 権利の譲渡等の禁止

保持者は、保持者たる地位、本契約上の地位および本規約に基づく権利義務の全部または一部につき、第三者に対し、貸与、譲渡、移転、担保設定その他の処分をしてはならないものとします。

第 13 条 個人情報の取り扱い

運営者は、保持者の個人情報（個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項に規定する個人情報を含みます。この条において以下同じ。）を、運営者が別途定めるプライバシーポリシー（<https://www.mori.co.jp/pp/privacy.html>）の定めるところに従って取り扱います。なお、運営者は、保持者が美術館・展望台 ID を用いてログインしたサービスに関連して運営者が取得した個人情報と TCV パスに関連して運営者が取得した個人情報を横断的に分析することがあります。

第 4 章 美術館・展望台ログイン ID・パスワード

第 14 条 保持者マイページの提示

保持者は、特典を利用するにあたり、TCV スタッフから要請があったときは保持者の携帯する情報通信端末（スマートフォン等）を用いて美術館・展望台 ID により運営者ウェブサイトにかかるマイページにログインし、ログイン済のマイページが表示された当該情報通信端末の画面を提示しなければなりません。

第 15 条 美術館・展望台 ID・パスワード

保持者は、美術館・展望台 ID およびパスワードを、自らの責任で厳重に管理する責任を負います。保持者は、譲渡、貸与、名義変更、担保目的での提供その他形態を問わず、美術館・展望台 ID およびパスワードを、第三者に利用させることはできません。運営者は、保持者の美術館・展望台 ID を用いて行なわれた一切の行為を、保持者ご本人の行為とみなすことができます。運営者は、美術館・展望台 ID およびパスワードの使用上の過誤や第三者の使用によって保持者が被った損害について、運営者に故意または過失がある場合を除き、一切損害賠償の責任を負いません。

第 5 章 特典

第 16 条 特典の提供

1. 運営者は、保持者に対し、TCV への無料入館の他、運営者が別に定める特典を提供します。
2. 運営者は、保持者が特典を利用するにあたっての遵守事項や運用ルール等を適時任意に制定することができます。この場合には、当該遵守事項ないし運用ルール等は、本規約の一部を構成するものとします。

第 17 条 特典内容の変更

運営者は、1カ月の予告期間をもって、運営者ウェブサイトにおいて特典変更の告知を掲示したうえで、特典内容の変更を行うことができます。

第 18 条 特典の中断および TCV パス運営の中止

1. 次の各号の一に該当する場合、運営者は保持者への事前通知なしに一時的に特典を中断することができるものとします。

(1) TCV または TCV パスの運営を維持するため、運営者が緊急の作業を行う必要がある場合

(2) TCV または運営者が人災・天災の被害を被った場合

(3) その他、上記に類する非常事態

2. 運営者は、TCV パスの運営を中止することができるものとします。

3. 運営者は、行政上の措置（命令、処分、要請等を含みます。）、天災地変、リニューアル、または運営者の責めに帰することのできない事由がある場合、TCV を一定期間閉館する場合があります。

第 19 条 禁止事項

保持者は、特典を不正な目的で利用すること（特典に含まれる便益を不特定の第三者に対して対価をもって譲渡・提供することを含みますが、これに限りません。）はできません。

第 6 章 雑則

第 20 条 著作権その他の権利

運営者ウェブサイト、メールニュース等に掲載されるすべてのコンテンツは、運営者または運営者に権利を許諾する第三者に著作権その他の一切の権利が帰属します。

第 21 条 運営者の損害賠償責任

債務不履行、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、運営者が保持者に対して負う損害賠償額の累計総額は、運営者に故意または重過失がある場合を除き、当該保持者が運営者に対して支払った、損害発生日の属する年度の年会費の額を上限とします。

第 22 条 損害賠償

保持者が、本規約に違反する行為、または不正もしくは違法な行為によって運営者に損害を与えた場合、運営者は当該保持者に対して、運営者の被った損害の賠償を請求できるものとします。

第 23 条 通知

運営者が、保持者の届出内容に従い、電子メール、郵送、電話、ファックス、その他適当な手段により通知を行った場合には、当該通知が発せられた時をもって保持者に対する有効な意思表示がなされたものとみなします。

第 24 条 使用言語

本規約は日本語を正文とします。

第 25 条 専属的合意管轄裁判所

本規約に起因または関連して保持者と運営者との間に生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 26 条 準拠法

本規約の準拠法は日本法とします。

付則

本規約は、2021 年 10 月 1 日をもって発効します。

本規約は、2022 年 6 月 1 日に運営者によって一部変更されました。

本規約は、2023 年 12 月 1 日に運営者によって一部変更上、施行されます。

以上